

# 生活福祉保健委員会記録

- 1 期 日 平成21年4月17日（金）  
2 場 所 第3委員会室  
3 出席委員 委員長 日下美香  
副委員長 森川家忠  
委員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、中津信義、  
蒲原敏博、奥原信也  
4 欠席委員 委員 林 正夫

## 5 出席説明員

### [環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、文化芸術課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

### [健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、介護人材就業支援プロジェクト担当課長

### [病院事業局]

病院事業管理者、事務部長（兼）県立病院課長

### [危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

## 6 報告事項

### [環境県民局]

- (1) 平成21年度環境県民局組織改正について
- (2) 広島県における二酸化炭素の排出状況等について
- (3) 広島県における地球温暖化の影響について

### [健康福祉局]

- (4) 平成21年度健康福祉局組織改正について
- (5) 未届の有料老人ホームについて

### [病院事業局]

- (6) 平成21年度病院事業組織改正について

## 7 会議の概要

（開会に先立ち、環境県民局長、健康福祉局長及び危機管理監が新任説明員の紹介を行い、病院事業管理者が自己紹介及び新任説明員の紹介を行った。）

- (1) 開会 午前10時33分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 質疑・応答

○質疑（蔵本委員） 出島また五日市における産業廃棄物問題について何点か、お伺いをいたします。

まず、建設を計画されている五日市埋立地区の積み出し施設はいつ着工予定でしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 設計を環境保全公社が実施しておりまして、その設計が予定では6月末ということで、発注ということになれば、7月あるいは8月になるのではないかと思います。

○質疑（蔵本委員） その施設は、いつからいつまで利用する予定でしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 平成23年度早々に事業を開始しまして、10年間を予定いたしております。

○質疑（蔵本委員） その施設は出島へ搬送するためだけに使用し、供用開始した後、10年たてばどうするのか、跡地の利用計画等はあるのでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） この積み出し施設は出島処分場のための施設でございますので、出島処分場が例えば終了するということになれば、それにあわせて廃止ということで考えております。

その後の跡地につきましては、今の予定地が埠頭でございますので、埠頭として使用されるものだと思います。

○質疑（蔵本委員） 平成10年11月18日に知事、副知事が出席して行われた平成11年度県民生活重点事業知事説明における「公共関与による廃棄物処分場設置について」という資料の中に、出島への海上搬入と陸上搬入を比較した表があるのですが、その中で海上搬入を選択し、積み出し基地を確保すれば、一般廃棄物などの島嶼部、民間処分場への搬入が可能となる、またもう一つ、環境整備課が平成10年9月21日に作成した出島への公共関与処分場設置に係る搬入方法の検討結果によると、積み出し基地が将来の公共関与処分場構想に利用できるとの記載があるのですが、それらの可能性はないということではよろしいでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 確かに御指摘のとおり、平成10年に出島処分場を計画いたしましたときに、そういう案があったことは認めます。計画はございましたけれども、処分場をつくるに当たって、出島地区の住民の方から昨年11月から12月に五日市地区で行いました説明会でも御意見がございましたので、私どもとしては他の一般廃棄物を積み出すということには使用しません。あくまでも出島処分事業に供与するものでございますということで御説明申し上げております。したがって今のところ、そういう考えであります。

○質疑（蔵本委員） 2つ目の質問に入らせてもらいます。

先月開催された広島県出島処分場事業連絡調整協議会において、会長を勤める前廃棄物対策総括監が海上輸送の計画変更案を提案しようとされたところ、地元委員

から議案に上げることすら拒否され、説明すらさせてもらえなかったようですが、当初の計画をここに来て変更しようとしたきっかけ、また動機はどこにあるのでしょうか。つまり、どこからアドバイスを受けられたのでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 先ほども申しましたけれども、この施設につきましては環境保全公社が設計をやっております。その中で、出島地区と県とで環境保全協定というものを結んでおります。この協定書の中で、県は公害防止に関して最新の技術導入に努めるという約束事がありました。もちろんこれは県と宇品地区の住民の方々での約束でございますので、これを環境保全公社の方にも徹底しております。そして、環境保全公社が設計する中で、飛散対策は当時の計画でも万全ということで御説明申し上げているわけですが、今回ばら積みからコンテナ方式への輸送方法の変更ということを考えているわけですが、コンテナ方式にすれば飛散対策がより徹底してリスクが少なくなるということがございましたので、公社の方でコスト比較をいろいろしたようでございます。そうした中で、私どももリスク低減ということがあれば、それは一度協議会に諮ってもいいのではないかとということで、御提案させていただいたということでございます。

○質疑（蔵本委員） つまり、公社がどこかにコンサルティングを受けて、そこでアドバイスをいただいたということによろしいのでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 基本的に私どもが聞いているのは、公害防止の最新技術の導入ということで、実際に、この出島処分事業については住民の方に説明させていただいた平成13年、14年の当時にはまだなかったということで、公社の話を開きますと平成15年か16年ごろに、香川県の豊島というところで、大きな不法投棄案件があったわけですが、そこでコンテナを使ったということを聞いて、見に行ったということもございまして、実用化されつつあると聞いております。

○質疑（蔵本委員） ダイオキシンなどの毒性物質を含む可能性のある産業廃棄物を海上輸送することのリスクを認識しておられるようですが、言うまでもなく予定されている航路はカキいかだも多く、さらに打ち返しの波も高い非常に操船しづらいエリアであり、なおかつプレジャーボートまた定期船など船舶の往来が絶えないところではありますが、運搬船の事故により廃棄物が海中に放出された場合の広島湾の水産業に与える影響の試算等はできているのでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 今のコンテナでありますけれども、水密性が高いということをおっしゃられるわけです。ばら積みの場合ですと、もし事故があれば海中に飛散するということがありますけれども、水密性の高いコンテナを使うことで一斉に海中にまかれるという懸念が少なくなるので、リスクが減るのではないかと思います。それと、今御指摘がございましたけれども、航路においては速度も低速でなおかつ見張りを立てるという万全の体制で進めていきたいということです。

○質疑（蔵本委員） 幾らリスクが軽減されるといっても、例えば1年程度で終わる赤潮被害とは違い、産廃により汚染された場合は数年間、また風評被害を含めると漁

業被害は甚大なものになると容易に推測できますが、その際の損害賠償は計画を進めた広島県が負担することになるのか、それとも公社なのか、それとも海運業者になるのか、そしてそれぞれに賠償能力はあるのでしょうか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 今御指摘のございましたことは、環境保全公社等で役割分担を明確化していく作業を今やっておりますけれども、そういう中でよく話していきたいと思います。

○質疑（蔵本委員） 最後に、このたび就任されました廃棄物対策総括監にお伺いをします。

当然御存じだと思うのですが、本日の午後、この事業の許可権者である広島市長に対し、五日市における産業廃棄物積み出し施設の建設の中止を求める2万人以上の署名が手渡されます。率直にお伺いしますが、この事業を計画推進しようとする立場からこの事態をどうお感じになられ、また今後どう対処なされるのかを含め、総括監の所信をお聞かせください。

○答弁（廃棄物対策総括監） 本日広島市の方へ住民の方が署名を添えて陳情に来られるということは、広島市の方から情報が入っております。これまで産業廃棄物対策課長が説明しましたように、五日市地区の方々が反対されているということは存じておりますし、それを踏まえまして昨年の11月から12月にかけて地元で全体説明会を1回、連合町内会ごとに4回の計5回、説明会を開催させていただいております。一部の住民の方に強い反対がございますけれども、我々の計画を十分丁寧に説明させていただいて、合意とまではいかないかもしれないですけども、理解が得られるように努力していきたいと思います。

○質疑（山下委員） 私は健康福祉局の資料番号9、県内市町における介護保険料の改定について何点か伺いたいと思います。県全体の平均だとほぼ横ばい状況ということですけども、引き上げ率が高い庄原は30.5%、そして尾道市の因島地区、そして大崎上島町、安芸太田町においては20%を超える大幅な改定となっております、その理由について、まずお伺いしたいと思います。

そしてまた、県内最高額である安芸太田町の5,400円と最低である世羅町の3,720円を比較してみますと約1.5倍も開きがあるわけですけども、一般的に考えれば市町間の介護保険料の格差は小さい方が望ましいと考えますが、このような格差があることについて県はどのように考えているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○答弁（介護保険課長） 介護保険料でございますけれども、市町の介護保険事業計画に定める介護サービス料の見込みや、第1号被保険者の状況を勘案して定めることとされております。今回の改定で引き上げ率の高い市町は他の地域と比べまして介護保険施設の整備率が低いことや、あるいは療養病床の再編によります医療機関からの転換等といったことを理由として新たな介護保険施設の整備を予定しており、そのため介護サービス料の大幅な増加が見込まれます関係から、その結果として介護保険料の大幅な引き上げになったものでございます。

また、市町間の格差についてでございますけれども、そもそも介護保険料はそれぞれの地域で必要な介護サービスを地域で支えるという考え方で設定されるものでございまして、提供される介護サービス料に応じて決まってくるものでございます。県といたしましては、各市町において地域の実情や住民の意向を的確に反映した介護サービス料の見込みと、それに応じた負担を勘案して保険料を設定されたものであると認識しておりまして、妥当な範囲であると考えております。

○質疑（山下委員） 1.5倍が妥当な範囲ということですが、その倍数だけではないと思うのですが、例えば2倍だったらどうなのか、3倍だったらどうなのかという問題もあると思うのです。そのあたり課長としてはどういうふうに考えられているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（介護保険課長） 1.5倍、2倍といったのが数字的にどうかという部分があると思うのですが、正直言いましてそういった基準について、整理しておりません。ただ、境界が接する市町におきまして余りにも格差があるというのは問題ではございますが、あくまでそれぞれの市町が決められた部分でございまして。そういった事情をそれぞれ県の方からお聞きいたしまして、もし余りにも格差があるようでしたら助言というようなこともさせていただきようと考えております。

○質疑（山下委員） それではもう1点ですが、庄原市みたいに大幅に引き上げられたところもありますが、その一方で広島市とか福山市など8市町のように引き下げられたところがあるということでございますけれども、介護保険料が上昇しないことはもちろんいいことなのですが、高齢化の進展に伴い、また介護サービス利用者の増加が予想されるとともに、介護報酬の3%増額改定が行われる中で、引き下げが当該市町の介護保険財政に与える影響について県としてはどのように考えているのか、また引き下げの背景も含めてお伺いしたいと思います。

○答弁（介護保険課長） 今回、保険料の引き下げを行った市町は平成18年度から20年度までの第3期の介護保険事業計画期間におきまして、介護保険料の給付実績が下回ったことから相当額の剰余金が生じております。このため、これを保険料算定の際に充当いたしまして、このことから引き下げの大きな要因になったものと考えております。あわせまして今回、介護報酬の3%の増額改定が行われたわけでございますけれども、これに伴いまして保険料の上昇を抑制するために、国から緊急の措置として1.5%相当分の特別交付金が各市町へ交付されております。こうしたことも要因であると考えております。県といたしましては、今回引き下げを行う市町におきまして、これらの要因を適切に反映させ保険料を設定しているものと認識しております。

なお、計画期間中に介護給付費が予想以上に増加した場合は、保険料収入に不足が生じる事態も生じかねません。その場合は県が設置しております財政安定化基金からの貸し付けを行うようにしています。

○要望（山下委員） 高齢化率が20%を超える高齢社会に突入しておりますので、今後

さらなる高齢化の進展が予想される中で、介護保険制度の安定的な運営を維持し、高齢者が必要な介護サービスを継続的に受けることができる体制づくりを推進することは、県民が安心して暮らしていくためには不可欠であると思います。介護保険制度の円滑な運用に向け、今後とも広島県社会福祉協議会や事業者に対し、適切な指導、助言に努めていただきたいと思います。

○質疑（辻委員） まず1点目は、きょうの健康福祉局の資料番号6で妊婦健康診査支援事業の実施状況が出ておりますけれども、これに関連して幾つかお聞きしたいと思います。

妊婦健診の助成については、5回から14回に引き上げられたということで、非常に評価をしているところですが、これが本当に実施されて妊婦が経済的に変わりなく健診を受けられるということに期待をしたいと思います。

そこでまずお聞きしたいのは、この妊産婦健診公費負担について広島市の上限が9万8,000円、そして県内他の13の市と9町は8万7,120円となっており、差額があるわけです。同じ県内でもなぜこういう差額が出てきているのか、この点をお聞きしたいと思います。

それから、これと同じ中身になるとは思いますけれども、中国5県の公費負担の補助上限額について見た場合に、岡山県が9万3,940円、島根県が9万9,110円、鳥取県が8万4,780円、山口県が11万2,450円というように、中国5県においても違いがありますが、なぜそういう違いが生じているのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○答弁（健康対策課長） 妊婦健診の公費助成の今回の上限額ですが、広島市と他の市町で異なり、また、都道府県ごとで異なるという点ですけれども、そもそも妊婦におきます健康診断は、保険診療ではなく自由診療となっております。そのため、妊婦の健康診断における費用は医療機関ごとに異なっているという状況にありますので、地域におけるそういった状況等も考慮する必要があります。また、妊婦健診として厚生労働省の通知により必要とされる項目というものが定められておりますけれども、それをもとに各市町が健診項目を決め、助成の上限額を設定したということになっております。そのため、市町において上限額がさまざまに異なっているという状況が今生じております。

○質疑（辻委員） 医療機関の違いとか地域によって違うとか、市町がどの健診項目を採用するかということで違いが出ているという答弁でしたけれども、広島市と県内13市9町とはどこが違うのですか。サービスの中身、健診項目の内容はどの程度の違いが生じているのですか。

○答弁（健康対策課長） 広島市とその他22の市町におけます具体的な健診項目の違いですけれども、超音波検査に関する助成が広島市においては14回、そのほかの市町におきましては4回という形になっております。また、妊婦の初期の感染症に関する助成がHTLV-I及びトキソプラズマの感染症に関する検査ですけれども、広

島市で助成があるのに対して、ほかの市町ではないということがあります。ただ、広島市におきましてはこの妊婦健康診断に関しまして、がん検診の助成は行っておらず、他の市町に関してはがん検診の助成を行っております。これは、広島市の方で妊婦の初期にがん検診を受けられないということではなく、他のがん検診の助成が広島市には既にありますので、一人目のお子さんの場合はがん検診の助成が受けられるというふうに私どもは思っております。検診項目の違いはそういうことにあります。

○質疑（辻委員）　がん検診の違いを言われましたが、それは他の方で受けられる、十分カバーできるから、それはカウントされていないと思うのですけれども、厚生労働省が示してきた健診内容の必要な項目については、13市9町の8万7,120円ですべてカバーできるという理解でいいのですか。

○答弁（健康対策課長）　御指摘の厚生労働省が示しました項目ですけれども、これは日本産婦人科学会が示したガイドラインをもとに厚生労働省が示しておりまして、そうした項目を今申しました県内すべての市町において、今回の公的な妊婦健診の助成によって満たしていくという状況になっております。

○意見・質疑（辻委員）　最低限の基礎的な健診項目は無料で実施できるということについては理解できるのですけれども、先ほどの広島市で言えば、超音波検診が14回で他の市町は4回というようなこと、感染症の問題も言われましたが、これは、今スタートしたばかりですからこれからだと思いますけれども、同じ県内で健診の中身に差があるというのはやはり問題ではないかと思うのです。確かに厚生労働省が示している検査項目については実施をしているけれども、やはり安心して健康診査を受けて子供を産み育てていくということを本当に進めていこうとすれば、どこの市町においても同じ水準のサービスを提供することが必要ではないかと思うのです。そうすると、広島市が少し他の市町よりも上乘せした形になっていますので、まだこれはスタートしたばかりですが、この健診助成については広島市以外について上方修正をするというような検討を始める必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○答弁（健康対策課長）　検診項目につきましては先ほど申し上げましたように、日本産婦人科学会が示すガイドラインに基づくという形で、妊娠における安全性を確保するのに適切な項目を満たしていると認識しております。また、それ以上の項目につきましては、それぞれの各市町の財政状況等を踏まえた判断でそういう条件になっていると認識しております。

今後ですけれども、実施状況、定着状況等を見ながら必要に応じてそれぞれの市町、関係機関、医師会を含めて調整してまいりたいと思っております。

○要望・質疑（辻委員）　同じ県内で格差があるようなことではいけないと思うのです。これから実施していく中でどうなるか明らかになってくるとは思いますけれども、広島市の妊産婦と福山市の妊産婦でこんなに違いがある、どういうことなのかという

ことになったときに、それは厚生労働省の妊婦の安全性を確保するための健診項目を全部満たしているからいいですというだけでは説明できない問題があると思うのです。より出費はあると思いますが、この健診をより充実させていくということを考えると、やはり少なくとも広島市の水準に合わせていくというようなことも今後ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、この事業がやはり生きたものとして実施されなくてはならないと思うのです。5回から14回になったということで制度の拡充が図られたわけですが、この制度の活用を促進していくために今後どういうふうな取り組みを行っていくかとされているのか、その点を伺っておきたいと思います。

○答弁（健康対策課長） 今回制度が変わりましたことは、マスコミ等を通じて周知が少しずつ行き渡っておりますけれども、まだまだすべての方へ行き渡っている状況ではないと認識しております。そういったことを踏まえまして、まず一義的には実施主体の市町が一般的な広報をするということになるのですが、県としましても広域的に普及啓発活動を行いたいと思っております。

具体的には今回の問題は経済的理由などで妊婦健診をしっかり受けられない方、いろいろな方の状況を勘案して公費助成ということになったわけでありまして、そういった方への普及啓発として、例えば県内には外国の方が1万5,000人以上いらっしゃると言われておりますけれども、その外国の方は日本の言葉を御存じないため制度も御存じないということで、そういった方への普及啓発活動として、例えば中国の方が広島県には約4,000人、韓国の方が5,000人弱、フィリピンの方が2,000人、ブラジルの方が1,500人余りいらっしゃるような状況を踏まえまして、外国人向けに中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、また広域的な英語、スペイン語等のパンフレットをつくりまして、国際交流センター、各市町の国際交流会館等で配布して、そういった方々への周知をする。

また、妊娠の可能性のある方にターゲットを絞ったときに、そういった方がどこでそういった情報を得るのかということを考えまして、薬剤師会と調整しまして薬局の妊娠検査薬売り場、そういったところで制度が変わったということを広報するように、今調整を進めております。

また、若者向けへの啓発としましてフラワーフェスティバルでのチラシ配りでありますとか、看護の日、国際助産師の日など、あらゆる機会を通じまして外国人、経済的理由によって受診しない妊婦の方、さまざまな方へ妊娠の届け出は早目に行うことで妊婦健診を公費助成で14回、積極的に活用できるというような普及啓発活動を今後行ってまいりたいと思っております。

○要望・質疑（辻委員） その努力は大いにやっていただき、周知徹底が図られて、この制度が大いに活用されることを期待したいと思います。この事業は、平成22年度までの2年間となっていますが、22年度で終わらせてはいけない事業だと思っているのです。23年度以降も県としては国へ要望するとされていますけれども、この

14回をやはり定着させ、経済的な理由で健康診査を受けられなくて緊急入院しなくてはならないような、またハイリスクな出産をしなくてはならないというようなことを未然に防ぐということ、母体の安全を確保するという意味でもきちんとした検診体制を整備していく必要がありますので、23年度以降に国が本当に財政措置も含めてやっていくのか、また、実施の内容そのものも問われると思いますので、ぜひ力を入れて普及啓発に努力していただきたいと思います。

もう1点お伺いしたいのは、後期高齢者医療制度にかかわっての問題です。この問題は私がたびたび取り上げてきましたけれども、保険料の普通徴収の方の滞納者についての資格証明書の発行問題です。1年間が経過いたしましたから、数字を整理すれば、いわゆる滞納された方というのはそろそろカウントされてくると思うのです。

この制度は、1年間滞納すると資格証明書の発行で保険証を取り上げるというような高齢者を物のように扱う、あるいは命の尊厳を踏みにじるような制度になっています。いただいた資料によりますと、ことし4月8日時点での3月末納付期限までの普通徴収の方の未納者が8.43%で9,087人という数字になっています。尾道市の数はちょっと日にちが違うのでそのままこの数字は使えないと思いますけれども、かなりの数の方が滞納されている。その人たち全員が1年間滞納しているとは思いませんが、保険料が払えない75歳以上の高齢者がかなりおられるのではないかと推察されます。これはまた数字が出た時点で改めてやりますけれども、そういう懸念をしているわけです。そこで、1年間滞納された方について資格証明書を発行しようとする場合に、あらかじめどういふふうな経済状況なのかというようなことを事前に報告する通知文書が、1月5日に国の方から各広域連合に出されております。この問題で我が党の小池参議院議員が3月17日の参議院の厚生労働委員会で、後期高齢者からは保険証を取り上げないよという、自治体へのメッセージと受けとってよいのかということや舛添大臣に質問しましたが、大臣はそういうふうな受け取っていただくと大変ありがたいというような答弁をされているのです。つまり、高齢者から保険証の取り上げをしないよという精神で取り組んでいくべきではないかということが言外に出てくるように思うのですけれども、この資格証明書の発行について、やはり厚生労働大臣のような姿勢で取り組んでいく必要があるのではないかと思いますので、この点について、お聞きしたいと思います。

○答弁（医療保険課長） 大臣の答弁につきましては承知をしておりますけれども、厚生労働省からそれによりまして今後取り扱いを変えるというような連絡は受けておりません。ということで、今後資格証明書の発行が必要な場面が出てくるかと思っておりますけれども、法の趣旨に従いまして適切に、また機械的にならないように慎重に取り扱っていくものと考えております。

○意見（辻委員） この問題は、1年間の滞納者数が出てきたときに改めて議論したい

と思いますが、機械的に取り扱わないということはもう当然のことで、資格証明書を発行するに当たっての収入額をどういうふうに認定するのかということ、各広域連合で決めていくということが言われていますけれども、いずれにしても、命にかかわる重要な問題ですので、高齢者に対して保険証を取り上げていくような、そういう冷たい対応はしないようにしていただきたいということを意見として述べさせていただきます。

○質疑（蒲原委員）　きのうの新聞にジェネリックと言われている後発医薬品について、県の取り組み状況が詳しく出ておりましたけれども、これは山下委員が熱心に委員会で言われたことがあると思うのですが、そのおかげで県も動き始めたのかと記事を見て思いました。特許が切れた先発医薬品と同じ成分で、同じ効能で、なおかつ価格は約半分のこの薬品をどんどん使っていただきたいというのが県民の願いなのです。アンケートで調べていたのですけれども、そういう方が非常にたくさんいらっしゃった。医療費を削減するという目的かも知れませんが、厚生労働省も今医療費が負担になっているときに、効能が変わらないのだったら、患者さんの立場からしても大いに使ってほしいということでした。しかし、医師会がちょっと抵抗するとか、いろいろなネックがあります。やっとな県も重い腰を上げて前向きな姿勢で取り組み始めたという印象を受けたのですが、具体的にこれをどのように進めていこうとされているのか、担当課長にちょっと現段階の状況について伺います。

○答弁（医療保険課長）　ジェネリック医薬品に関する市町の国民健康保険への取り組みについてでございますが、国からの通知もございまして、私はジェネリック医薬品をお願いしますといったようなカードを各保険者に配られるといった取り組みが示されております。これにつきまして、各市町では8月から10月に被保険者証を更新しますので、それにあわせてできたら配りたいというようなことを現在検討されておりますので、県としましては医療関係者の意見を今後伺いながら、進めていきたいと思っております。

それと、呉市の医薬品を利用した場合の自己負担額の差額について数値が出され、効果を上げたというような記事も出ておりますけれども、それは昨年度、県の調整交付金を利用してそのシステムを整備されたものでございます。それで、今年度は呉市の職員を講師とした講習会を開催するなどいたしまして、市町への普及に努めていきたいと考えております。

○質疑（蒲原委員）　今までは医者が証明するというようなことで、これは先発医薬品でないといけないとか、そういうことを医者が具体的に決めるというようになっていましたけれども、少し緩和されて患者が申し出ればジェネリック医薬品をきちんと使用できるということに変わっているのです。そういうカードを10月までに配付して、主体は市町ですから、そこがどうするかということがあろうかと思いますが、県としても国保の保険者あるいは後期高齢者医療制度の保険者がそのカードを

交付するという事について指導をするということですね。

○答弁（医療保険課長） 1月には国の方から通知も来ておりまして、それは市町の方にも示しまして、今後こういった普及措置に努めてくださいというようなことを指導いたしております。今後市町の方で検討されますので、医療関係者の意見をお伺いしたりしながら、円滑に実施できるような応援をしていきたいと考えております。

○要望（蒲原委員） いずれにしても、どんどんこういう方向で進めてほしいという国の方針もあるし、また県民の願いでもありますから、県としては市町を信用して、普及するように一生懸命努力してやってもらいたいということを申し上げておきます。

(4) 閉会 午前11時41分